雇児発第　※　号
平成１４年※月※日

都道府県知事
各　　殿
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親の一時的な休息のための援助の実施について（案）

里親制度については、平成１４年厚生労働省令第　　号「里親の認定等に関する省令」及び平成１４年厚生労働省令第　　号「里親の行う養育に関する最低基準」が別添のとおり公布され、平成１４年※月※日厚生労働省発雇児第　　号事務次官通知「「里親の行う養育に関する最低基準」及び「里親の認定等に関する省令」について」及び平成１４年※月※日雇児発第　　号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」により運用されているものであるが、里親制度のよりいっそうの推進を図るため、今般、別紙のとおり一時的な休息のための援助の実施についてを定め、平成１４年１０月１日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施に努められたく通知する。

（別紙）

里親の一時的な休息のための援助の実施

第１　目　的

里親の一時的な休息のための援助（以下、「レスパイト・ケア」という。）は、委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うことを目的とする。

第２　援助の対象者及び実施施設

１　援助の対象者

現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアが必要になった里親

２　実施施設

レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、当該都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設等又は里親（以下、「実施施設」という。）とする。

第３　事業の内容及び実施方法

１　都道府県は措置の一環として、レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童を、実施施設に再委託を行うものとする。

２　レスパイト・ケアは、年７日以内とする。

３　里親は、レスパイト・ケアを受ける場合、児童相談所に申請する。

４　申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。

５　依頼を受けた実施施設は児童相談所に受け入れの可否について速やかに連絡する。

６　児童相談所は、里親に対し受け入れ決定通知、実施施設に対し再委託の決定通知を出す。

７　里親は、実施施設に委託児童を預ける際、委託児童の最近の生活状況及び嗜好等の情報を提供する。

８　レスパイト・ケア終了時に、実施施設は委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出する。

第４　実施にあたっての留意事項

１　手続き等について

レスパイト・ケアの申請及び決定の手続き等の実施細目は、都道府県においてそれぞれの実状に応じ適宜定めることとするが、申請書の様式についてはできるだけわかりやすく簡便なものとし、記入事項等についても最小限にすること。

２　児童相談所においては、この援助の円滑な実施を図るため、里親に児童を委託した時点で実施施設を紹介すること。また、委託児童の状況及び里親の意見等を十分考慮して、実施施設を選択するよう配慮すること。

３　児童相談所は、里親から日常生活における児童の健康状態及び特性等について十分聴取すること。また、再委託中の注意事項等についても実施施設に周知徹底するよう指導すること。

４　実施施設が記入する観察記録の書式は、都道府県において適宜定めること。

５　都道府県外の実施施設にレスパイト・ケアした場合は、レスパイト・ケアを委託した都道府県が費用を支払うこと。

第５　経　費

平成１１年８月３０日児家第５０号厚生省大臣官房障害保健福祉部保健福祉課長・厚生省児童家庭局家庭福祉課長・厚生省児童家庭局保育課長連名通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の例による。

１　実施施設に対する支弁

実施施設に係る支弁については、「児童入所施設措置費等交付要綱」により、支弁する。

２　保護者からの費用の徴収

（１）里親委託に係る費用徴収

里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第５に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

（２）レスパイト・ケアに係る費用徴収

徴収を免除する。

レスパイト・ケア図

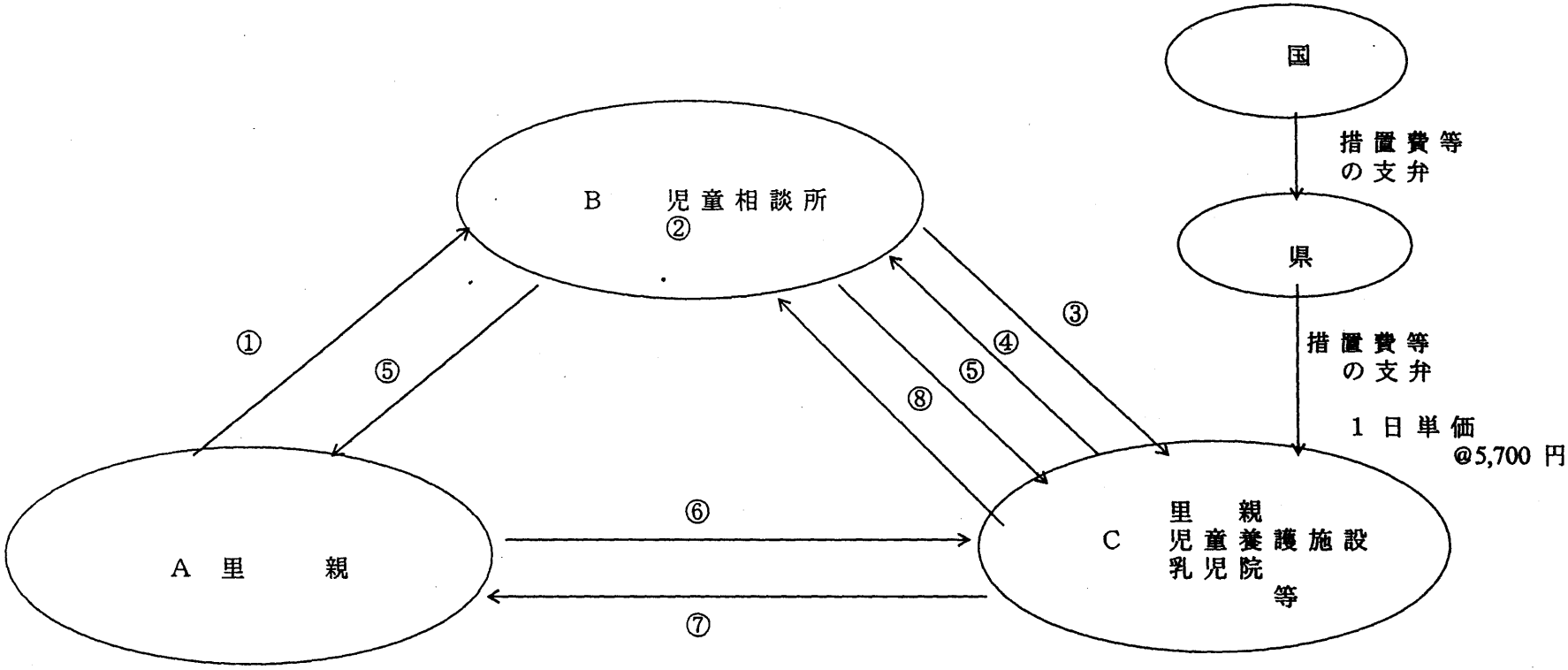

① レスパイト・ケアを受ける場合、児童相談所に申請
② 児童相談所にてレスパイト・ケアの実施施設を選定
③ 実施施設に依頼・調整
④ 受け入れの可否の連絡
⑤ 児童相談所は、里親には受入決定通知、実施施設には再委託の決定通知を発出。
⑥ 児童を預け、また、児童の最近の生活状況や嗜好等の情報を提供
⑦ 実施施設は里親に観察記録を提出
⑧ 実施施設は児童相談所に観察記録の提出
○ 措置費等の徴収金については、「里親が委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取り扱いについて」の例による。

雇児発第　　号
平成　年　月　日

都道府県知事
各　指定都市の市長　殿
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「措置費（運営費）支弁台帳について」の一部改正について（案）

標記については、平成１０年５月１日児発第３６５号厚生省児童家庭局長通知「措置費（運営費）支弁台帳について」により行われているところであるが、今般、その一部を次のとおり改正し、平成１４年４月分の支弁から適用することとしたので、通知する。

１．　第２の４の（３）を削除する。

２．　第２の４の（４）の「措置費等（運営費）関係者」」を「運営費関係者」に改める。

３．　別表第１号様式・第２号様式・第３号様式を別紙のとおり改める。

４．　（別紙）第１の２の（１）の「その月分についてその施設等に対し児童入所施設措置費を支弁（精算）した都度（公立施設についてはその月の終了後）所定の事項を記載すること。」の次に「なお、専門里親・親族里親についても里親と同様の取り扱いとすること。」を加える。

５．　（別紙）第１の２の（５）の「母子生活支援施設については、世帯数を記載すること。」の次に「なお、里親が一時的な休息のための援助を受ける経費に係る「初日在籍人員」及び「措置延べ人員等」については別掲とすること。

6．　（別紙）第１の２の「（８）」を「（９）」に、「（９）」を「（１０）」に、「（１０」）を「（１１）に」、「（１１）」を「（１２）」に、「（１２）」を「（１３）」に、「（１３）」を「（１４）」に、「（１４）」を「（１５）」に、「（１５）」を「（１６）」にそれぞれ改める。

7．　（別紙）第１の２の（７）の次に（８）を加える。

（８）　里親が一時的な休息のための援助を受ける経費については、「生活諸費」欄に記載することとし、一般分とは別に［　］書きすること。

8．　（別紙）第１の２の（１０）を以下のとおり改める。

（１１）　里親に用いる場合においては、「定員」、「私的契約人員」及び「計」欄には記載を要しないこと。

里親手当は「事務費」の「金額」の欄に記載すること。また、里親受託支度費を支弁した場合には、里親手当に加算し、「事務費」の「金額」の欄に記載すること。

なお、専門里親・親族里親についても同様の取り扱いをすること。

別表第１号様式　平成　　年度児童入所施設措置費等支弁台帳（総括表）

区分＼月別	4月分			5月分			6月分			第1・四半期分			7月分			8月分			9月分			第2・四半期分			今期末までの累計額		
	日措置人員等	支弁額	徴収金	日措置人員等	支弁額	徴収金	日措置人員等	支弁額	徴収金	日措置人員等	支弁額	徴収金	日措置人員等	支弁額	徴収金	日措置人員等	支弁額	徴収金	日措置人員等	支弁額	徴収金	日措置人員等	支弁額	徴収金	日措置人員等	支弁額	徴収金
児童養護施設	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円
児童自立支援施設																											
里親	[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]	
情緒障害児短期治療施設																											
乳児院	[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]	
母子生活支援施設																											
助産施設																											
保護受託者																											
合計（年間）	[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]	

10月分			11月分			12月分			第3・四半期分			今期末までの累計額			1月分			2月分			3月分			第4・四半期分			合計（年額）		
日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金	日置員初措人等	支弁額	徴収金
人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円	人 [ ]	円 []	円
[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]	
[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]	
[[	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]		[ ]	[]	

第２号様式　平成　年度児童入所施設措置費等支弁台帳（施設表）

整理番号

	施設種別	施設名	経営主体	事務費の地域区分	寒冷地手当の級地区分	乳児院病虚弱等児童加算費
当初			公・私		1・2・3・4・5	有・無　　名
変更			公・私		1・2・3・4・5	有・無　　名

都道府県名
（市町村名）

区分／月別	定員	初日在籍人員 措置人員等	初日在籍人員 私的契約人員	初日在籍人員 計	措置延人員等	支弁額（保護単価による額） 事務費 保護単価	事務費 支弁率	事務費 金額	生活諸費	乳児院病虚弱等児童加算費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学支度金	特別育成費	夏季等特別行事費	期末一時扶助費	医療費	入院時食事療養費	職業補導費	児童用採暖費	就職支度費	不登校児指導費	葬祭費	通れもどし費	支弁額計
	人（世帯）	人 [ ]	人	人 [ ]	人 [ ]	円		円	円 [ ]	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 [ ]
4 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
5 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
6 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
7 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
8 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
9 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
10 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
11 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
12 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
小計		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
1 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
2 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
3 月分		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]
合計（年間）		[ ]		[ ]	[ ]				[ ]																	[ ]

第３号様式　平成　　年度児童入所施設措置費等支弁台帳（施設表）（助産施設）

整理番号

	施設名	設置主体	
当初		公・私	都道府県名
変更		公・私	(市町村名)

区分 / 月別	定員	初日在籍人員			支弁額（保護単価による額）									
		入所人員	私的契約人員	計	入院料		処置料	分娩介助料	胎盤処置料	新生児介補料		医療費（委託分）	入院時食事療養費	支弁額（計）
					入所延人員	金額				入所延人員	金額			
	人	人	人	人	人	円	円	円	円	人	円	円	円	円
４月分						(　)	(　)							(　)
５月分						(　)	(　)							(　)
６月分						(　)	(　)							(　)
７月分						(　)	(　)							(　)
８月分						(　)	(　)							(　)
９月分						(　)	(　)							(　)
10月分						(　)	(　)							(　)
11月分						(　)	(　)							(　)
12月分						(　)	(　)							(　)
小　計						(　)	(　)							(　)
１月分						(　)	(　)							(　)
２月分						(　)	(　)							(　)
３月分						(　)	(　)							(　)
合　計（年間）						(　)	(　)							(　)